

国保だより

全国左官タイル塗装業国民健康保険組合報 第109号

発行所 全国左官タイル塗装業国民健康保険組合

東京都新宿区市谷田町2-29 Tel.03(3269)4778 Fax.03(3269)4799

HP <https://www.sttkokuho.or.jp>



令和8年度歳入歳出予算

【歳入】		金額(千円)
1. 国民健康保険料	(38.69%)	3,951,500
2. 使用料及び手数料	(0.08%)	7,963
3. 国庫支出金	(31.39%)	3,206,767
(1) 事務費負担金		17,502
(2) 療養給付費等補助金		2,063,832
(3) 後期高齢者支援金補助金		736,178
(4) 病床転換支援金補助金		1
(5) 介護納付金補助金		235,133
(6) 子ども・子育て支援納付金補助金		50,962
(7) 高額医療費共同事業補助金		95,150
(8) 特定健康診査等補助金		7,307
(9) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金		1
(10) 災害臨時特例補助金		1
(11) 子ども・子育て支援事業費補助金		700
4. 前期高齢者交付金	(2.17%)	221,663
5. 出産産育児交付金	(0.02%)	2,372
6. 後期高齢者交付金	(0.14%)	14,445
7. 都共財事業収入	(2.03%)	207,347
8. 共財産収入	(0.26%)	26,876
9. 繰越収入	(0.98%)	100,003
10. 繰越収入	(24.01%)	2,452,143
11. 繰越収入	(0.23%)	23,248
歳入合計		10,214,327
【歳出】		金額(千円)
1. 組合費	(0.02%)	1,730
2. 総務費	(5.16%)	527,144
3. 保険給付費	(45.76%)	4,674,277
(1) 療養給付費		3,959,347
(2) 療養給付費		47,385
(3) 査支手費		31,398
(4) 高額療養費		543,526
(5) 高移送費		300
(6) 出産産育児諸費		42,420
(7) 埋葬祭費		5,900
(8) 傷病手当金		44,000
(9) 核精神医療給付費		1
4. 後期高齢者支援金等	(13.96%)	1,426,376
5. 病床転換支援金等	(0.00%)	2
6. 前期高齢者納付金	(0.03%)	2,602
7. 介護納付金	(5.90%)	602,849
8. 流行初期医療確保拠出金	(0.00%)	2
9. 子ども・子育て支援納付金	(0.00%)	130,662
10. 共同事業拠出金	(1.28%)	279,258
11. 保健事業費	(2.73%)	156,601
12. 積立金	(1.53%)	20,003
13. 諸支出金	(0.45%)	45,530
14. 予備費	(22.98%)	2,347,291
歳出合計		10,214,327

令和8年度の事業計画や予算案が2月27日の第116回通常組合会で承認されました。

令和8年度歳入歳出の概要は左記のとおりです。

◆保険料

本年4月からの保険料は、基礎分、後期分、介護分共に据置きとなりました。

〔基礎分+後期分保険料〕

事業主 月額 二五、三〇〇円

従業員(一)月額 一九、一〇〇円

従業員(二)月額 一三、五〇〇円

家族 月額 六、一〇〇円

なお、同一世帯の家族六人目以降は、従来どおり賦課されません。

〔介護分保険料〕

介護第2号被保険者 月額 四、三〇〇円

〔75歳以上組合員保険料〕

後期高齢者組合員 月額 五〇〇円

介護保険の第2号被保険者(40歳以上〜65歳未満)に該当する場合は、次の保険料が加算されます。

18歳以上 月額 五〇〇円

本年度の当組合では、保険料、各補助金、前年度からの繰越金と積立金を基本に事業計画を立て予算策定しております。

また、組合員資格の適正化、加入促進等を行ってまいります。

公告

令和8年度の事業と予算

令和8年度からは新たに「子ども・子育て支援金」制度が開始されます。当組合においても、18歳以上の被保険者の皆様から子ども・子育て支援金分を上乗せして徴収させていただきます。

〔子ども・子育て支援納付金分保険料〕

◆被保険者数

被保険者数は次のとおりです。

事業主 四、六二〇人

従業員一種 五、七四〇人

従業員二種 六五〇人

家族 八、一九〇人

合計 一九、二〇〇人

後期高齢者組合員 一一三人

マイナ保険証、資格確認書や資格情報のお知らせ等への対応、特定健診・保健指導の充実や法令順守に努め、国や東京都並びに関係諸団体との連携を一層強化し、健全かつ適正な事業運営を行って参ります。

本年も、組合員の皆様には、ご理解ご支援をお願いいたします。

医療保険制度と事業運営方針

今年度より新たに「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。この制度は、子ども・子育て世帯向けの給付に充てるもので、国民からの徴収は医療保険者が行うと定められた制度です。組合は国の代わりに徴収し、納めることとなります。

当組合の状況であります。令和3年から3年連続の赤字でありましたが、令和6年度保険料の改正をいたしましたので、令和6年度は七億円超の黒字でありました。本年令和7年度も黒字を確保できる見込みです。

しかし、当組合の懸念事項である前期高齢者交付金は令和8年度、前年度比約二億五千万円減の約二億二千万円と、ここ3年間で約六億七千万円減少しております。これは、翌年度0円もしくは、還付になるのではと大変な危機感をもっております。

この還付に備えるため黒字分の確保に努めてまいります。

このような状況での令和8年度予算策定であります。過去の実績と直近の実額から推計し、厚生労働省発「国民健康保険組合における令和8年度の予算編成（通知）」に従い予算策定することといたします。

本年度の当国保組合の運営の基方針は次のとおりです。

- ① 保険料は、基礎分、後期分、介護分共に据え置きを基調とした予算策定とし、新たに子ども・子育て分とする。各区分において収支バランスを保った運営を図る。
- ② 会館修繕積立金の一部を取崩し繰入金として財源確保する。
- ③ 医療費の適正化及び保健事業の推進を図る。
- ④ 本部主導の組合員資格等確認を行い、組合員資格、加入区分等適用の適正化を図る。全国を3つのブロックに分け本年はCブロックを実施する。
- ⑤ 保険料滞納世帯・組合員資格等確認書類未提出者への対応の厳格化を図る。
- ⑥ 加入促進を推進する。特に三種の加入の無い県を行う。
- ⑦ 法令遵守、個人情報等の管理等の強化・改善に努める。
- ⑧ マイナ保険証の推進、資格確認書（有効期限1年）、資格情報のお知らせの発行・管理を図る。
- ⑨ 基幹システムの変更を早期に行い事務処理体制の合理化を図る。

マイナ保険証の利用について

当国保の現在のマイナ保険証申請率は、令和7年11月末時点で70.4%となり、多くの方にご利用いただいております。

① 初めて受診する医療機関で、過去に処方されたお薬や、特定健診の情報を医師と共有して、問診の負担を減らすことができます。

② 令和7年10月からマイナ救急が全国で一斉開始しました。救急隊員がマイナ保険証の情報を確認することで、本人や付き添われるご家族への問診の負担を減らし、正確な情報で適切な処置を受けることができます。マイナンバーカードを提示し、医療情報の閲覧について口頭で同意が取れた場合のみ使用されます。

③ 高額療養費の限度額を超える支払いが申請無しで免除される、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる、等の利用方法があります。マイナ保険証をお持ちでない方は、医療機関や薬局、マイナポータル、セブン銀行ATMから登録をすることができます。



使ってみよう！
マイナ保険証

マイナンバーカードの更新時期について

マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日（18歳未満は5回目）まで、電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されています。お住いの市区町村から期限が切れる2、3ヵ月前になると、期限通知書が届きますので、更新をお願いします。

令和8年度の「資格確認書」の更新は、8月に行います

例年、被保険者証の更新は4月に行っていましたが、「資格確認書」に変更の際、有効期限が1年4ヵ月の証を交付しているため、令和8年度からは高齢受給者証と同じ8月に行います。

「資格確認書」をお持ちの方は、現在お持ちの「資格確認書」の有効期限が、令和8年7月31日までとなっております。8月の更新で、令和8年8月1日から有効の「資格確認書」を交付します。また、マイナ保険証をご利用の方は「資格情報のお知らせ」を交付しています。「資格情報のお知らせ」は、有効期限が無い場合、更新は行いません。※70歳以上の組合員は毎年負担割合の判定を行っており、有効期限を設定しているため、8月に更新を行います。

令和7年の4月の更新時に、「資

格確認書」の交付を受け、それ以降にマイナ保険証の登録をされた方は「資格情報のお知らせ」を8月の更新時に交付します。マイナンバーカードをお持ちで無い方は、マイナンバーカードを取得し、保険証利用の登録をお願いします。

外国人の在留資格更新

外国人の被保険者の方には、在留期間が切れる前に、更新が確認できる書類の提出をお願いします。

更新が確認できない場合、当国保の資格を喪失することになりますので、必ず確認書類のご提出をお願いします。

確認書類として世帯全員と、続柄を省略しない住民票をお願いします。在留期間が更新されていることを確認の上ご提出ください。

診療報酬改定のお知らせ

本年は医療機関を受診した際の費用の基となる診療報酬が改定されます。薬価等が4月から改定され、診療報酬本体は6月より改定される予定です。

改定率は、診療報酬本体は8・9年度2カ年平均で3・09%（令和8年度2・41%、令和9年度3・77%の2段階）の引上げ、薬価等改定0・87%の引下げとなり、全体では2・22%に引上げられることが決まりました。

ジェネリック医薬品の利用促進にご協力をお願いします

ジェネリック医薬品利用差額通知を令和8年度も年3回（令和8年7月・11月・令和9年2月）対象者に送付します。ジェネリック医薬品に変えた場合、いくらか安くするか記載されています。

ジェネリック医薬品の利用促進に一層のご協力をお願いします。

長期に柔整師にお掛りの方に医師への相談をお勧めします

令和8年度も9月頃に長期にわたり柔道整復師へ受診されている方を対象に、医療機関への受診を勧奨する通知とリーフレット等の送付を実施します。長期にわたって整骨院・接骨院で施術を受けても症状が軽快しないときは、痛みの原因が内科的要因による関連痛であるなど、他の病気の可能性も考えられます。重症化予防の一環にもなるため、一度医療機関に相談してみたいかがでしょうか。

リフィル処方箋の活用

リフィル処方箋とは、症状が安定している人に対して、医師が認めた期間・回数に限り、再診を受けずに同じ処方薬を受け取ることができる処方箋のことです。再診を受けずに薬を受け取ることができるので、通院による時間や費用の負担が軽減され、医療費削減の

効果も期待できます。リフィル処方箋の対象にならない医薬品もあります。医療機関で処方箋を毎回もらわず、同じ処方箋を薬局で最大3回まで繰り返し使用をできる仕組みです。一度医師やかかりつけ薬局に相談してみてもいいでしょうか。

高額療養費制度の見直し

国は高齢化の進展や医療の高度化、高額医薬品の開発などが今後見込まれる中で、高額療養費制度を維持していくために、令和8年8月より、高額療養費制度の見直しを行う予定です。

医療費通知の取り扱いについて

令和8年2月に医療費通知を送付しました。医療費通知は加入者に対して医療費の適正化を目的に行っております。発行時点で資格がある方のみ送付しております。紛失した場合の再発行はできませんので大切に保管してください。

医療費控除の手続き等には、より便利な「マイナポータル」でのデータ取得も併せてご利用ください。

**松山地区のワンポイント
アドバイスコーナー**

令和8年度税制改正

令和8年度税制改正で、物価上昇への対応として基礎控除等のさ

らなる引上げや中小規模事業者への税負担を軽減する配慮等が行われます。個人事業主の納税に関係する主なものをお知らせします。

①基礎控除のさらなる引上げ
令和7年度改正で四八万円から五八万円に引上げられた基礎控除が、令和8年分からさらに四万円引上げられ六二万円となります。

②扶養親族等の所得要件の引上げ
同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額要件が五八万円以下から六二万円以下になり、扶養控除等の適用範囲が拡大されます。

③青色申告特別控除の拡充
電子申告等を促進するため、青色申告特別控除が六五万円から七五万円に引上げられます。この控除を受けるには、電子帳簿保存法に基づくいくつかの要件を満たす必要があります。

④少額減価償却資産の特例金額の引上げ
青色申告をする個人事業主が、固定資産を即時経費にできる「少額減価償却資産の特例」の上限が、三十万円未満から四十万円未満に引上げられます。固定資産となる金額（経費にならない）は、本来二十万円以上ですが、その金額が二倍になります。

令和8年は多くの税制改正が行われます。確定申告の際は変更点に注意しましょう。

健康世帯の表彰

一年間まったくお医者さんにかからなかった世帯に、記念品を贈り表彰しています。

令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）の対象者は一、〇〇七世帯です。

今年の記念品は、口腔洗浄器付き歯みがきセットです。3月上旬に各事業所宛にお届けします。

健康は日々の努力の賜物です。皆様の健康管理に敬服いたします。

インフルエンザ予防接種の助成

インフルエンザの予防接種を受けられた方に補助金の助成を行っています。まだ申請していない世帯の方はお早目に申請してください。

◆対象期間

令和7年10月～令和8年3月末（申請は令和8年4月末日まで）

◆補助金額

一名につき二、〇〇〇円を限度とし期間内一回限り。

帯状疱疹予防接種の助成

帯状疱疹予防接種を受けられた方に補助金の助成をしています。

●対象ワクチン

A 生水痘ワクチン ビケン
B 不活化ワクチン シングリックス

●対象者

接種日に満50歳以上の方

●補助金額

接種1回につき上限二、五〇〇円、2回まで補助します。

●申請方法

申請書に「領収書（写し）」を添えて申請してください。

詳細については所属する支部へお問い合わせください。

編集後記

今年の冬は、日本海側は記録的豪雪で、太平洋側は極端な雨不足と極端に分かれた冬でしたね。もう一つ極端だったのが、2月8日の衆議院選挙！

**令和8年4月から
「子ども・子育て支援金」制度が始まります！**

1. 制度の趣旨

子ども・子育て支援金制度は、子育てを社会全体で支えるための制度です。全ての世代や企業の皆さまから子ども・子育て支援金（500円）をいただき、それを財源に子育て支援への支援を行って、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えていく制度になります。

2. 保険料の徴収

国に変わって被保険者の皆さまから支援金を集め国に納めるため、子ども・子育て支援納付金分保険料として徴収をおこないます。

3. 保険料の徴収開始時期および賦課額

徴収開始月：令和8年4月より

対象：18歳以上の被保険者

※令和8年度は平成20年4月1日以前に生まれた被保険者

当組合の保険料賦課額：月額 一人当り500円

4. 今後について

国は、令和8年度18歳以上の国民から6,000億円徴収するとしています。令和9年度は8,000億円、令和10年度は1兆円と増えていきますので、毎年子ども・子育て支援納付金分保険料は値上げとなります。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

※詳しくは別添のリーフレットをご覧ください。

**一人親方さん 個人事業主さん
をご紹介下さい**

★当国保組合は

左官・タイル煉瓦・塗装業を営む一人親方・個人事業主と従業員、家族が加入できる国保組合です。

★各種給付金のご案内

- ・傷病手当金→病気やケガで入院したとき **入院1日目からお支払い！**（1日4,000円）
- ・出産育児一時金→子どもが生まれたとき **53万円！**（公営国保は50万円）
- ・生活習慣病予防健診の補助（最高1万5千円）・歯科予防健診の補助 ・健康家庭の表彰 など

★保険料は一律

（基礎＋後期分）

事業主 25,300円

従業員1種 19,100円

従業員2種 13,500円

家族 6,100円

（介護分）一人当り 4,300円

（子ども・子育て分）一人当り 500円

今お支払いの保険料と
比べてみてください！

★将来個人事業所から法人事業所にする場合は、健康保険適用除外承認を受けることにより、厚生年金に加入しながら国保組合にそのまま加入することができます。

詳しくは国保組合ホームページをご覧ください！

<https://www.stkokuho.or.jp>

お問合せ等はお近くの支部までお気軽に！

